

議案第50号

旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更

上記の議案を提出する。

令和8年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
第2条の規定に基づき、本案を提出する。

## 旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更

旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約を、下記のとおり変更する。

### 記

#### 変更内容

工	期	議決工期	令和10年3月31日
		変更工期	令和10年8月31日

#### 理 由

- 1 工事着手後、地下耐圧盤調査及び測定の結果、既存建物が想定以上に深く施工されていたことが判明し、併せて予測を上回る地下水の噴出が確認された。これに伴い、土砂崩壊防止対策及び地下水強制排水が必要となったため。
- 2 上記の追加工事に伴う工期延伸の影響を踏まえ、今後の工事計画に支障がないことを確認した地中障害物の一部について、引抜き工事を取りやめ、工期短縮を図るため。